

「エコ ICT マーク」使用規程

「ICT 分野におけるエコロジーガイドライン協議会」(以下「協議会」という。)の定める「ICT 分野におけるエコロジーガイドライン」(第1版)(以下「ガイドライン」という。)に基づき電気通信事業者が使用することができる「エコ ICT マーク」(以下「本マーク」という。)について、その名称及びロゴの使用に当たっては、以下の規程に従うものとする。

1. 本マークの名称及びロゴ

本マークの名称は「エコ ICT マーク」とし、ロゴは以下とする。



2. 本マークの名称及びロゴを使用できる者

電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)に基づき電気通信役務を提供する電気通信事業者(電気通信事業者団体等に加入している者に限らない。)であって、CO2 排出削減の取組について、5.の手続に従って協議会 HP において公表されている者

3. 本マークの名称及びロゴを使用できる対象

本マークの名称及びロゴを使用できる対象は、以下とする。

- (ア) 自社 HP
- (イ) 第三者の HP に依頼して掲載する自社の広告、宣伝等
- (ウ) 自ら又は第三者に依頼して発信する電子メール
- (エ) 名刺
- (オ) 電子データによる配布資料等
- (カ) 印刷されたパンフレットや配布資料、冊子、郵便物等
- (キ) プレゼンテーション等の際の投影データ等

4. 本マークの名称及びロゴの使用に係る条件

本マークの名称及びロゴを使用する際には、以下の条件によることとする。

- (ア) 本マークの名称及びロゴの使用に係る経費負担は、使用者である電気通信事業者が行うこと
- (イ) 本マークのロゴの表示については、以下の条件によること
 - ・本マークのロゴは、視認性及び表示品質が確保された状態であれば、表示サイズは問わない
 - ・本マークのロゴの色調及び縦横比を変更しないこと
 - ・本マークのロゴの一部を切り取って使用しないこと
 - ・本マークのロゴを他の図案と一体化させて新たな図案としないこと
- (ウ) 本マークの名称及びロゴを用いて意匠登録・商標登録等を行わないこと
- (エ) 本マークの名称及びロゴを使用者以外の者へ譲渡又は配布しないこと
- (オ) 本マークの名称及びロゴの使用方法が、CO2 排出削減の取組自主評価の趣旨に反しないこと
- (カ) 本マークの名称及びロゴの使用者は、法律・規則・公序良俗に反しないこと
- (キ) 本マークの名称及びロゴの使用者は、協議会・ガイドライン・本マークの信用を失墜させないこと

- (ク) 本マークの名称及びロゴの使用者は、協議会から問合せ等があった場合には、誠意をもって速やかに回答・対応等を行うこと

5. 手続

本マークの名称及びロゴの使用に当たって、届出、変更・更新、削除の手続は以下のとおりとする。

(ア) 届出

- ① 電気通信事業者は、CO2 排出削減の取組自己評価チェックリスト(以下「チェックリスト」という。)のうち必須項目のすべてについて具体的な取組を記入し、自社 HP に掲載する
- ② 電気通信事業者は、協議会に対して CO2 排出削減の取組自己評価の公表の届出を行う
- ③ 電気通信事業者は、協議会 HP において社名(個人においては氏名もしくは屋号)及びチェックリストの掲載 URL が公表された後に、本マークの名称及びロゴの使用を開始することができる

(イ) 変更・更新

- ① 本マークの名称及びロゴの使用者は、CO2 排出削減を目的とした各種目標の修正又は具体的な取組内容を変更する等の必要がある場合には、適宜、新規届出と同様の手続で協議会に対して届出を行うこと
- ② 本マークの名称及びロゴの有効期間は、公表した年の 12 月末日までとし、本マークの名称及びロゴの使用者は、毎年 10 月 1 日から 11 月末日までの間に新規届出と同様の手続で協議会に対して届出を行い、公表の更新を受けること

(ウ) 削除

本マークの名称及びロゴの使用者は、CO2 排出削減の取組自主評価を行わなかった場合又は本マークの名称及びロゴの使用を停止する場合には、新規届出と同様の手続で協議会に対して削除の届出を行うこと

6. 使用の取消

- (ア) 本マークの名称及びロゴの使用者が毎年 11 月末日までの間に更新の届出を行わなかった場合には、協議会は HP からの削除と併せて本マークの名称及びロゴの使用を取り消す場合がある
- (イ) 本マークの名称及びロゴの使用者がこの規程に従わない場合には、協議会は HP からの削除と併せて本マークの名称及びロゴの使用の中止を通知する場合がある
- (ウ) 協議会の HP から削除された電気通信事業者は、自社 HP や印刷物等における本マークの名称及びロゴの使用を速やかに中止しなければならない

7. 免責

本マークの名称及びロゴの使用によって生じた損害、他者との間に生じた紛争については、当事者間で適切に処理することとし、協議会は一切の責任を負わない

平成 22 年 6 月 30 日
ICT 分野におけるエコロジーガイドライン協議会